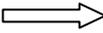
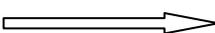


報告第4号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	平成23年6月30日に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布、一部施行され、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正による高齢者向け優良賃貸住宅(知事の認可制)がサービス付高齢者向け住宅(知事の登録制)に変わることに伴う固定資産税の減額措置を受ける場合の申告規定の整備等がなされた。これに伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため同日付けで専決処分したのでこれの承認を求めるもの。
<p>【趣旨】 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)」が平成23年6月30日公布及び施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正する必要があるため、同日付で専決処分するもの。</p> <p>【関係法令】 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第36条の3第2項関係  字句の整理(言い回しの改正) ●第36条の4第1項関係 ●第61条関係  地方税法の改正に伴う引用条文の変更 ●付則第10条の2第5項関係 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、高齢者向け優良賃貸住宅(知事の認可制)が、サービス付高齢者向け住宅(知事の登録制)に変わることに伴い、これらに係る固定資産税の減額措置を受ける場合の申告規定を整備するもの。</p> </div> <p>【施行期日(専決日)】 公布の日(平成23年6月30日)。ただし、付則第10条の2第5項の改正規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日</p> <p>【経過措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の三田市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 2 改正後の三田市市税条例付則第10条の2第5項の規定は、上記施行期日のただし書に定める日以後に新築される同項(改正後の三田市市税条例付則第10条の2第5項)に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から上記施行期日のただし書に定める日の前日までの間に新築された上記施行期日のただし書に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。 	